

20歳未満の方、 日本脳炎ワクチン(不活化ワクチン)を接種しましょう

北海道では平成28年4月から日本脳炎ワクチンの定期予防接種を実施しています。

国で接種を差し控えていた時期があるため、特例措置があります。お子さんの生年月日、接種回数を確認の上、接種するようにしましょう。対象年齢を過ぎての接種は、定期外の任意予防接種となります(有料)。

また、すでに接種を受けたことがある方のスケジュールは、下記と異なる場合がありますので、お問い合わせ願います。

定期予防接種：予防接種法に基づき市町村が実施します。対象となる疾病にかかりやすい時期を考慮して対象者が定められ、接種対象者(保護者)は予防接種を受けるよう努力する義務があります。

任意予防接種：定期予防接種以外の予防接種です。接種者や保護者の判断により接種し、費用は自己負担となります。下記の対象にあてはまらない場合、任意接種になります。

1 定期予防接種の対象者

1) 生後6か月から1歳6か月になる前日までの方

* 3歳児健診時にご案内しています

- 1期：3回 標準的な期間は初回(1・2回目)3歳、追加(3回目)4歳

* 3歳になったら接種を開始しましょう

1回目接種後6日から28日あけて2回目接種。

その後6か月以上標準的にはおおむね1年の間隔をあけて追加接種(3回目)。

2) 9歳から13歳になる前日までの方で1期3回接種済の方

- 2期：1回 標準的な期間は9歳

3) 20歳未満の方で平成17年4月2日から

平成19年4月1日生まれの方

特例措置の対象：**20歳になる前日まで**計4回の接種ができます。

* 20歳を過ぎての接種分は、任意接種になります。

1回目接種後6日から28日あけて2回目接種。6か月以上おおむね1年の間隔をあけて追加接種(3回目)。4回目は、3回目から6日の間隔をあけると接種できます。

2 接種費用 **無料**(全額公費負担)

3 接種方法

1)町の委託医療機関の中から選び、直接医療機関に電話で予約する

ワクチンの在庫が不十分な場合がありますので、早めに電話予約しましょう。

* 委託医療機関名（電話番号）

- ・医療法人社団オロロン会苫前クリニック（0164）64-9070
- ・JA 北海道厚生連苫前厚生クリニック（0164）65-3535

2)予約日に接種する

* 予防接種の際に医療機関に提示してください

- ・健康保険証(乳幼児医療証)など氏名、生年月日、住所が記載されているもの
- ・母子健康手帳

長期間住民票を異動させずに他の市町村に滞在するなど、やむをえない事情により委託医療機関以外の病院で接種を希望する場合、**事前に手続きが必要**になります。

●日本脳炎とは

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスにより発症する疾患で、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。人から人への感染はありません。

症状は、7～10日間の潜伏期間ののち、高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、意識障害や麻痺等の神経系の障害を引き起こす病気で、感染者のうち100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった場合は神経の後遺症を残すことや死に至ることもあります。日本国内の最近の患者の年齢は、高齢者が多く、北海道、東北地方での患者発生はありません。西日本での患者数が9割近くを占めます。

●日本脳炎ワクチンについて

平成17年に日本脳炎ワクチンの接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、積極的な接種勧奨を差し控えていた経過がありました。現在は、当時とは異なる乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（不活化ワクチン）しか使用できません。

主な副反応は、ほかの疾患のワクチンと同様に、接種後、時に発熱、せき、鼻水があり、殆どは接種後3日以内にみられています。まれに、接種した場所が腫れるなどの局所反応、呼吸困難、じんましんなどが出るアナフィラキシー様症状がみられる場合があります。

●健康被害救済制度

予防接種法に基づき予防接種を受けた副反応によって障害が発生し、または死亡した場合、当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、苫前町は予防接種法の規定に基づき医療費などの給付を行います。

4 お問い合わせ先

苫前町保健福祉課保健係（電話（0164）64-2215）

令和7年4月

